

平成 27 年度 公民館運営審議会定例会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 6 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分 ~
2. 開催場所 あわら市中央公民館 第 1 会議室
3. 審議事項
 - (1) あわら市公民館の使用制限に関する要綱の制定について
4. 報告事項
 - (1) 平成 27 年度各公民館の取り組みについて
 - (2) 公民館職員一覧、緊急連体系について
 - (3) 平成 27 年度教育委員会重点目標及び年間行事予定表について
 - (4) 平成 27 年度本荘公民館改築工事について
 - (5) 平成 26 年度定期単発講座及び公民館活動クラブ実績報告について
 - (6) 平成 27 年度定期単発講座及び公民館活動クラブ (予定) について
5. 出席者
 - (委員) 宇都宮高栄 (委員長) 堀田あけみ (副委員長)
齊藤利秋 後藤悦子 下出芳和 田崎正實
今井由香里 中橋憲治
 - (公民館長) 中央 木下勇二 湯のまち 北嶋義明
伊井 清水與志男 坪江 奥野隆一
劔岳 長谷部泰司 細呂木 竹内輔常
本荘 中嶋由昭 北潟 古橋照夫
吉崎 田嶋直和
 - (事務局) 教育長 大代紀夫 文化学習課長 笹井和弥
中央公民館補佐 長谷川元人
中央公民館主事 佐川隆紀
6. 議事の内容
事務局 開会を告げる (委員出席者 7 名あと 1 名は数分遅れる、館長は
全員出席 9 名)。

委員（補欠選任）の報告を行う（本年4月1日付けで松井博文委員にかわり齊藤利秋委員の就任）。

委員長に挨拶を願う。

委員長 挨拶する。（公民館は社会教育の拠点ですが、波松地区と新郷地区に公民館がありません。事務的なことは他地区の公民館が行っていますが、これはおかしいのではないのでしょうか。建物の有無ではなく、地域の人たちが社会教育のことを考えるきっかけとなる拠点が必要だと思います。各委員と各館長は、地域のまちづくりのためにがんばっていただきたいと思います。）

教育長 挨拶する。（審議会への出席にお礼を述べる。坂井市では公民館がまちづくり協議会を母体としたコミュニティセンターに移行しました。あわら市としては、坂井市の地域住民主体のまちづくりが、どのように機能していくのか今後の動向を参考にしていきたいと考えています）

事務局 以降は委員長に進行をお願いします。

委員長 審議事項（1）あわら市公民館の使用制限に関する要綱の制定について、事務局より説明願います。

事務局 これについては、中央公民館長よりお願いします。

中央館長 公民館の運用については、あわら市公民館条例及び施行規則に則って行われています。これまで、公民館利用者の利用制限が明確に規定されていませんでしたので、要綱を制定したいと思います。この案件につきましては、5月、6月の館長会で審議されたものです。以下説明

委員長 委員の方質問はありませんか。

では私から質問ですが、今まで館長が判断に困る事例はあったのでしょうか。

中央館長 判断に困る事例は多々ありました。県内では要綱を制定している市町はなく、全国でもあまり例はありません。館長の考えで運用している部分が大きいため、統一した基準を決めようというわけです。

委員長 この要綱の公民館とは、建物だけでなく駐車場も含むのでしょうか。

中央館長 駐車場も含まれます。

委員長 では、駐車場に営業車が来て、何か販売する場合でも要綱は適用されるのでしょうか。

- 中央館長 適用されます。その場合、販売は許可しないこととなります。館長会の中でも同様の議論がなされましたが、地域の祭りのような催し物は例外として、基本的にはこの要綱に則ることとなります。
- 委員長 他にご意見はありませんか。
- 副委員長 第2条のイの集会等とはどのようなものですか。
- 中央館長 講演会や発表会など色々なケースが考えられますので、集会と表現しました。
- 副委員長 アに物品の販売、展示又は試食等を行う場合とありますが、例えば発表会などでコーヒーやお茶を販売するというのもダメなのでしょうか。
- 中央館長 要綱に則るなら認められません。
- 委員長 有料ではなくコーヒーやお茶を振る舞った際に募金してもらうという形でもダメでしょうか。
- 坪江館長 これらに関しては、第1項の営利または営業宣伝を目的とするものが該当するという事です。
- 中央館長 営利目的でなければ販売等は問題ありません。例えば地区の祭りの屋台で販売をしてもかまいません。
- 委員長 他にご意見はありませんか。
- 田崎委員 各公民館で、使用制限の基準にバラつきがないようにしてください。
- 中央館長 今まで、それが問題になったこともありました。今年度から館長会を毎月行っていますが、情報交換を密にして、そのようなことがないように努めます。また、その一環として今回の要綱を作成しました。
- 委員長 他にご意見はありませんか。
- 中橋委員 第2条第4項のその他、結婚式及び葬儀に関するものとありますが、ここまで具体的に書く必要はあるのでしょうか。実際にこのようなことがあったのでしょうか。
- 中央館長 この要綱は、インターネットで公開されている尾張旭市のものを参考にしました。あわら市でこのような事例があったわけではありません。
- 中橋委員 第4条で疑義のある場合は館長の権限に基づき判断するとありますが、あわら市公民館条例では教育委員会が利用を制限するとあります。教育委員会が制限した場合でも、館長が許可すれば利

用してもよいということでしょうか。なにか矛盾があるよう感じますが。

中央館長 要綱と条例では、重複する部分もあります。
委員長 この部分が適当かどうかは、法令審査会の判断に任せるということよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 第2条の第4項にある結婚式の制限ですが、40年ほど昔は公民館で結婚式を行っていましたが、制限する根拠は何かあるのでしょうか。

中央館長 公民館の目的である、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興といったことに結婚式が当てはまるのか、ということだと考えられます。

笹井課長 冠婚葬祭の簡素化が叫ばれた時代には行われましたが、結婚式などについては公民館の役割は終わったと考えてよいのではないのでしょうか。

委員長 他にご意見はありませんか。ないようでしたら、裁決に移ります。

各委員、審議案件について賛成の方は挙手願います。

...挙手全員です。原案どおり可決されました。

それでは、6.報告事項に移ります。(1)平成27年度各公民館の取り組みについて各館長より説明をお願いします。

中央館長 中央公民館は、昨年11月に改修工事を行ったところです。社会福祉センターと勤労青少年ホームの閉館に伴い、そこで行っていた自主講座を中央公民館で行うこととしました。また、社会福祉センターで行っていた放課後子どもクラブも、中央公民館3階に移転しました。定期講座については、フラダンス、英会話、カラオケ、ペン字の4講座を設け、受講者を広報で募集したところ、ペン字のみ定員割れで中止となりました。

中央公民館の今年度の目標は、地域コミュニティの拠点として、また地域市民が集える場として、なおいっそうのアイデアを出しながら館の運営を図ることです。

湯のまち館長 湯のまち公民館も、昨年度改修工事を行いました。各団体の会議、イベントでの利用も増え、市民の方からは好評の声が上がっています。心配されました駐車場の件ですが、隣の市営駐車場には、4月からの3ヶ月間で延べ230台ほどの利用があります。この駐車場は、公民館の利用者には無料で提供しています。

昨年1年間を見てきた感想としましては、利用者の高齢化を感じました。子どもたちに来館してもらえるよう、子ども向けの教室を開催や、文化学習課主催の壁新聞コンテストへの子ども会単位での参加を考えているところです。

伊井館長

今月7日に、第37回伊井さつきまつりを開催したところです。来場者は例年並みでしたが、周辺への路上駐車するたため、近隣企業の駐車場を借りて臨時駐車場にするなど、来年に向けて対策を考えているところです。

また、午後になると放課後子どもクラブが多目的ホールを使うため、他市民の利用が制限されてしまいます。この問題の解消も今後の課題です。

坪江館長

各館同様にWi-Fiが設置され、快適にインターネットに接続することができるようになりました。定期講座はペン習字が受講者不足で開講が危ぶまれましたが、最終的に6名で無事スタートできました。健康体操は18名でスタートしました。前回の審議会でお話したとおり、健康10か条も作成し、受講者へ配布しました。また単発講座で、高齢者を対象としたふるさと講座を開講し、今回は上方落語協会北陸支部から講師をお呼びしました。

劔岳館長

今年から、食育の講座を全6回で開催します。1回目はパン作りを行いました。2回目は8月に魚料理を予定しています。

先週土曜日、70歳以上の方を対象にした長寿祭が開催されました。地域の70歳以上の方は200名程度で、中でも出歩けるような元気な方は150名程度です。そのうち、80名程度が参加されました。

細呂木館長

昨年11月に細呂木地区創成会を立ち上げました。この団体は細呂木地区の活性化と発展に寄与することを目的としており、メンバーは区長経験者を主体としています。現在、3つのグループに分かれて活動していて、1つ目のグループは、宮谷石切り場など細呂木地区の歴史的遺産を視察しました。2つ目のグループは、セイタカアワダチソウを使った草木染の講習会を駆除も兼ねて行い、同時に駅前周辺の草刈も行っています。3つ目のグループは、企画を検討しているところです。

吉崎館長

毎年7月の第4土曜日に、湖畔の夕べを開催しており、今年是有志の方が廃油で作ったろうそくを150個用意します。吉崎地区には、あわら市唯一の国指定史跡である吉崎御坊跡があります。そして吉崎御山保存会と吉崎語りの会という2つの観光ガイドを

目的とした団体があり、その取次ぎも公民館が行っています。これから吉崎公民館では、観光資源を生かしたコミュニティの拠点となるような活動に力を入れていきたいと考えています。

本荘館長 公民館利用者が、近く10万人に達しますので、記念イベントを企画しています。7月中に新公民館が完成し、8月2日に竣工式及び音楽の集いを予定しています。本館では毎年、音楽イベントである音楽の夕べを行っていますが、今年は音楽の集いと名を変え、本荘子ども園の5歳児と本荘小学校の6年生の参加や、市民太鼓、人形劇などが企画されています

北潟館長 本館は、カヌーポロの体験教室等に参加した子どもたちの、着替え所や荷物置き場に使われています。これらについては芦原青年の家が完成すれば、減っていくものと考えています。また、小川の生き物調査を行っています。今年は波松小学校、北潟小学校、細呂木小学校、吉崎小学校の児童に参加を呼びかけたそうですが、参加者は少ないそうです。

委員長 ありがとうございます。委員の皆さん、質問はありませんか。特にないようですので(2)公民館職員一覧、緊急連体系について事務局より説明をお願いします。

事務局 説明

委員長 前回質問しましたが、緊急時に各館を開錠する人員についてはどうなっていますか。

事務局 各館の館長と、管理を委託しているシルバー職員が近くに住んでいますので、対応に問題はないと考えています。

委員長 ありがとうございます。次に(3)平成27年度教育委員会重点目標及び年間行事予定表について事務局より説明をお願いします。

事務局 説明

委員長 ありがとうございます。次に(4)平成27年度本荘公民館改築工事について事務局より説明をお願いします。

笹井課長 これについては、私から説明します。以下説明

委員長 ありがとうございます。次に(5)平成26年度定期単発講座及び公民館活動クラブ実績報告について事務局より説明をお願いします。

事務局 説明

委員長 ありがとうございます。次に(6)平成27年度定期単発講座及び公民館活動クラブ(予定)について事務局より説明をお願いします。

事務局 これにつきましては、先ほどの各館長の取り組み説明の中に含まれていましたので、ここでは省略させていただきます。全部で29教室、297名の方が受講を希望されています。また、単発講座につきましては、今日現在7講座が終了しています。自主クラブにつきましては、お手元の資料でご確認ください。

委員長 ありがとうございます。委員の皆さん、質問はありませんか。特にないようですので、7. その他の(1)公民館運営審議会委員の任期について事務局より説明をお願いします。

事務局 委員の皆さんの任期は、平成25年9月27日から平成27年9月26日となっています。公民館条例の中で任期は2年と定められていますが、再任を妨げないともありますので、再任される委員さんは、引き続きよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。委員の皆さん、質問はありませんか。特にないようですので、以上で第1回審議会を閉会といたします。

7. 閉会の日時 平成27年6月25日(木)午後3時40分